

近世の地方における芸能活動

——『矢口家丹波正日記』から——

時 田 紗 緒 里

〔要旨〕『矢口家丹波正日記』、群馬県高崎市の八幡八幡宮の神職を務める矢口家の第八代目矢口丹波正善喜（宝暦七年（二七五七）～文政二年（一八一九））と第九代目丹波以真（天明五年（二七八五）～明治六年（一八七三））の手による日記である。

本論文は、日記に記される天明三年～文政四年に矢口家周辺（主に高崎）で執り行われた文化活動を取り上げ、特に歌舞伎の興行と、寛政の改革の影響について実例を示した。また、その他の芸能の記事も一覽として示した。

寛政十一年、幕府より「芝居見世物同様之事を催し、衣裳道具等をも拵、見物人をあつめ、金銭を費し候儀有之由相聞、不埒之事候」として、芝居など人を集めた遊興・芸能の一切を禁じるとの禁制が出された。そのお触れは正確に高崎にも伝えられ、村々に周知された。寛政十二年一月、福島村（群馬県）で芝居が計画されたが、中止となり関係者三十名が鞭打ちの刑を受ける事件が起こるものの、六月から少しずつ催し物が再開されてやがて元通りとなっていく。

高崎藩は交通の要所であったために井伊直政をはじめ有力な譜代大名が入れ替わり藩主となっている。享保の改革、寛政の改革、天保の改革の際の城主は大河内長沢松平家で徳川に近い譜代大名である。従って、地方といえどお触れは迅速かつ子細に伝えられ、他の藩よりも取り締まりが厳しい特殊な状況下にあった。そんな中で前述の事件につながったものの、すぐに芸能が再開されたことを鑑みると、地方における寛政の禁制は有名無実化していた

と見てよからう。本日記は、その実例を示す貴重な資料である。

『キーワード』矢口丹波正善喜・『矢口丹波正日記』・地方芸能・高崎藩・寛政の禁制

一、はじめに

『矢口家丹波正日記』（高崎市指定重要文化財 五十二冊、以下、日記）は、群馬県高崎市の八幡八幡宮の神職を務める矢口家の第八代目矢口丹波正善喜（宝暦七年（二七五七）～文政二年（一八一九））と第九代目丹波以真（天明五年（二七八五）～明治六年（一八七三））の手による日記である。天気や気候、火事・地震、農作物の相場といった事柄の他に、祭礼や神楽、歌舞伎・浄瑠璃等の文化活動についても記録されている。

日記は科学研究費補助金（金田房子代表、課題番号：16k02435）の

援助を受けて現在解説が進められており、本論文は、日記に記される天明三年（文政四年）に矢口家周辺（主に高崎）で執り行われた文化活動を取り上げ、その様相を示すものである。特に、歌舞伎の興行と、寛政の改革の影響について興味深い記事があるため紹介する。また、その他の芸能の記事も一覽として示した。

二、地方芝居の興行

近世期には日本各地で歌舞伎が興行された。そのための上演劇場もあり、多くはその在地の人間で上演される。その実地調査を纏めたのが角田一郎編『農村歌舞伎の総合的研究―歌舞伎・人形芝居を中心に―』（桜楓社、一九七一年）である。

その後も農村歌舞伎は消長し、埼玉県小鹿野町が令和元年十一月に調査した「全国地芝居（農村歌舞伎）一覽」（小鹿野文化センター）『歌舞伎・郷土芸能祭』パンフレット）には、二二六劇場が掲載されている。

群馬県も上三原田歌舞伎（渋川市赤城町（旧勢多郡赤城村）をはじめ多くの農村歌舞伎が盛行されたことが知られている。両書に掲載される農村舞台は、角田一郎編『農村歌舞伎の総合的研究―歌舞伎・人形芝居を中心に―』を繙けば、

北上野の舞台 勢多郡赤城村北上野字中峯
 下の森の舞台 勢多郡赤城村津久田字森 赤城神社境内
 狩野々の舞台 勢多郡赤城村狩野・旧八幡宮境内
 上の森の舞台 勢多郡赤城村津久田字八幡・八幡宮境内
 上三原田の舞台 勢多郡赤城村上三原田字門並・八幡宮社地

横尾の舞台 吾妻郡中之条町横尾字七日市・吾妻神社境内
 村上の舞台 利根郡月夜野町上津字村主・八幡宮境内
 下津中村の舞台 利根郡月夜野町下津中村字天神・天満宮境内
 小川島の舞台 利根郡月夜野町下津字小川島・若宮八幡宮境内
 糸井の舞台 利根郡昭和村糸井字滝谷・小高神社境内
 貝野瀬の舞台 利根郡昭和村貝野瀬字宮原・武尊神社境内

〔が記されている。「全国地芝居（農村歌舞伎）一覽」には、

横室歌舞伎 前橋市富士見町
 平出歌舞伎保存会 沼田市
 半田歌舞伎東座 渋川市
 渋川歌舞伎 渋川市
 渋川子ども歌舞伎 渋川市
 赤城歌舞伎 渋川市
 水上歌舞伎鬼昭会 利根郡みなかみ町
 みなかみ子ども歌舞伎 利根郡みなかみ町

の九舞台が記されている。

すなわち両書あわせて一九の舞台が記されるが高崎の農村舞台の記述はない。今回、新たに高崎市（やまがた）の八幡八幡宮（やまがた）における興業が確認されたことは、芸能史研究上重要であると思われる。

日記に拠れば、毎年のように芝居が興行されており、時には江戸から一座が巡る年もあった。巡業する一座の芝居を、木戸銭を払い見るものが多いが、村で上演される芝居や、祭りで上演される芝居もあった。木

戸銭を取らず祝儀をもらう「花芝居」が興行されることもあったようである。

また、「天明七年三月廿六日」の条には、

町屋左五郎勸進元にて足門、室田其外処々寄合、芝居花見堂西にて、岡部多宮知行所名主十右衛門方の地に舞台もみえ候処、村役人評義之上、地所不借サ

という記事が見える。足門、室田町屋左五郎が勸進元となった芝居は、同年の四月十四日から十七日に興行されており、「安中裏久間河原にて、町屋左五郎、花芝居」とある。これを見ると、三月二十六日の記事も同様の花芝居の興行と思われ、足門・室田などの村役人で寄合を開き、評議の結果、場所を貸さないことになったようである。その結果、近隣に適した舞台などもありながら、安中裏の久間河原で花芝居を興行せざるをえなかったものと推測される。何故左五郎に貸されなかったのか、その事情の詳細は記されていないが、金銭の絡むことであるから、利権関係で折り合いがつかなかったものであるうか。地方農村歌舞伎興行の生々しい一面も伝えている。

その興行一覧を年表形式で以下に示す。歌舞伎と、狂言をまとめた。演目は「」で示している。

【天明三年】

- 勇右門芝居、「翁渡」（二月二十七日～三月五日）
- 劍崎にて、倉蔵芝居（三月十三日～二十三日）
- 豊岡にて、蔵次郎芝居（四月十八日～千秋楽不明）

【天明四年】

- 大門並木にて、植村常五郎芝居（十一月二日）

【天明五年】

- 長井堰にて、植村常五郎芝居（二月八日）
- 大門壺本杉にて、岩井幸四郎芝居（二月二十四日）
- 金井潤村にて、江戸芝居（四月十三日～千秋楽不明）
- 上大嶋にて祭芝居有（八月二十五日）
- 高浜にて芝居（九月一日）
- 劍崎にて、金崎矢藏芝居「今川」（九月八日～）
- 一ノ宮にて、金崎芝居（九月十六日～）
- 室田村にて、祭芝居、足門村にて、芝居（九月十九日）
- 下里見村にて、芝居（九月二十九日）
- 劍崎にて、芝居（十月三日）
- 劍崎芝居（十月六日）

【天明六年】

- 五和尚寺中にて、植村常五郎芝居（三月二十八日～四月八日）
- 劍崎表河原にて、大野屋倉蔵芝居（四月十二日）
- 八幡にて、芝居（八月十五日）

【天明七年】

- 下里見にて、村祭芝居（二月二日）
- 箕輪にて、大野屋倉蔵芝居（二月九日）

○町屋左五郎勸進元にて足門、室田其外処々寄合、芝居花見堂西にて岡部多宮知行所名主十右衛門方の地に舞台もみえ候処、村役人評義之上、地所不借サ（三月二十六日）

○夜芝居（三月二十七日）

○安中浦久間河原にて、町屋左五郎、花芝居（四月十四日～十七日）

○磯部にて、芝居（八月十五日～十七日）

○箕輪下小堤にて、芝居（八月二十四日）

○鼻高村にて、芝居「桜姫操大全」（九月一日）

○高浜村にて、芝居「北条時頼記」（九月四日）

○神戸村にて、祭芝居「糸桜本町育」（九月九日）

○大門並木下にて、江戸芝居。森田勘弥、松本幸四郎、市川高麗藏

「千本桜」（十一月二十七日）

「菅原伝授」（十一月二十八日）

「敵討桑名渡」（十一月二十九日）

「忠臣蔵」（十一月三十日）

「忠臣蔵」（十二月一日）

「おはん長右衛門」（桂川連理柵）（十二月二日）

「恋女房」（恋女房染分手綱）（十二月三日）

「千本ざくら」（十二月四日）

【天明八年】

○中里見にて、祭芝居（一月二十五日）

○室田木戸原にて、芝居祭（一月二十八日）

○神徳寺にて、芝居「容競」、「出入湊」、「紫垣」（八月十四日～十六日）

○劍崎にて、芝居（九月十八日）

○下豊岡黒井にて、芝居（九月二十八日）

○福島にて、芝居（九月二十九日）

○下豊岡にて、芝居（十月九日、十日）

○村芝居「妹背山女庭訓」（十一月一日）

○下里見にて、芝居が予定されていたが、高崎藩からの命にて中止（十一月九日）

○水幡村にて、芝居（十一月十三日、十四日）

○野脇村にて、芝居（十一月十七日）

【天明九年（寛政元年）】

○矢原村にて、芝居（二月一日）

○神山岩井、下小鳥、上豊岡にて芝居（二月七日）

○上豊岡にて芝居（三月十四日）

○間仁田にて、芝居（三月十七日）

○劍崎村宝積寺庭にて、大野屋倉藏芝居（三月二十八日～四月六日）

○板鼻村毘沙門塚にて、芝居舞「翁渡」（四月七日）、芝居（四月八日～十三日）

○八幡宮にて、寄合芝居（花芝居）（四月十四日～十七日）

○箕輪村にて、祭芝居（八月二十八日）

○鼻高村芝居「菊水巻」（九月七日～九日）

○藤塚村にて祭芝居、「かまくら三代記」（九月十五日）

【寛政二年】

○板鼻にて、祭芝居、「有職鎌倉山」（三月十四日）

○八幡にて、倉藏芝居（三月二十三日～二十九日）、中村助五郎・大谷

国蔵・市川友蔵

- 八幡にて、芝居「姫小松」(八月十六日、十七日)
- 中村にて、村芝居、「祇園女御」(八月二十八日)
- 高浜にて、祭芝居(九月一日)
- 本郷・足門にて芝居、我峯村にて、芝居(九月十五日)
- 中室田にて、芝居(九月十九日)
- 上大嶋にて、芝居(九月二十六日、二十七日)
- 岩井村にて、芝居「あしや道満大内鑑」(九月二十八日)
- 上大嶋にて、芝居「安達ヶ原」(九月二十八日)
- 岩井、野田にて芝居(九月二十九日)
- 剣崎村、祭芝居「堀川夜討」(九月九日、十日、十一日)
- 板鼻町にて、かぶき芝居(十一月九日)

【寛政十一年】

- 村若衆、宮にて芝居「三国小女郎」(二月十六日、十七日)
 - 剣崎村宝積寺庭にて、芝居(三月二十四日、四月三日)
 - 禁制の御触書が発せられる(六月)
- 【寛政十二年】
- 福嶋村にて芝居、途中の岩鼻にて止められ、三十人ほど捕縛の上鞭打ち(一月二十三日)

【寛政十三年(享和元年)】

- 桐差秀松芝居、室田から八幡へ、神前の舞台で「翁渡」、「恋女房」(五月四日)

- 「彦山権現」(五月八日、九日)

- 八幡神前にて、大谷屋次芝居、「翁渡し」(九月七日)

- 「菅原」(九月八日)

- 「双蝶々曲輪日記」(九月九日)

- 「忠臣蔵広経部」(九月十二日)

- 「恋女房」(九月十四日)

【文化二年】

- 二月廿七日 中宿にて、祭芝居(二月二十七日)

- 三月十六日 剣崎にて、富之介芝居(三月十六日、二十一日)

- 大ぎり面貞之丞芝居、「翁渡し」(四月七日)

- 大切免操の跡に富士之助芝居(四月二十七日、五月九日)

- 芝居(八月十五日)

- 藤塚にて芝居「あこやの松」(閏八月二十五日、二十七日)

- 岩井芝居、「花たすき」(九月二十八日)

【文化六年】

- 藤塚にて、祭芝居(九月十五日)

【文化七年】

- 芝居(四月十六日、二十四日)、十七日「翁渡し」

- 箕輪にて、祭芝居(八月十五日)

- 村芝居「廿四孝」(八月十六日)

- 高浜、祭芝居(九月一日)

- 上豊岡台にて、夜芝居「翁渡し」(九月十一日)

○岡台村芝居有。「彦山権現」(九月十四日)

○祭芝居「白石嘶」(九月十七日)

○室田にて祭芝居、中里村から上大嶋にて岩屋東太郎芝居「双蝶々」。

江戸助高屋四郎三郎来る(九月二十日)

○上大嶋にて、芝居(九月二十一日)

○下大嶋村、足門村芝居を頼む。磯部寄合芝居(九月二十八日)

○磯部村寄合芝居(十月八日)

【文化十年】

○池田神山にて、祭芝居、福嶋にて、操芝居(三月二十八日)

○村芝居(八月十四日～十七日)

○村芝居、「花様」(廿四孝)(九月二日～十八日)

○九月十五日は出役により芝居中止(九月十五日)

【文化十一年】

○正月芝居(二月十七日)

【文化十二年】

○藤塚にて、祭芝居(二月三日)

○中豊岡村にて、祭芝居「千本桜」(三月三日)

○妙義にて江戸芝居(四月一日)

○剣崎村にて祭芝居「近江源氏」(八月二十八日)

○北の富岡村、旅芝居。荻野半左衛門「八重桐」、市川碓太郎来る(十月一日)

○八幡宮神前にて、沢村伊太郎芝居(二月二六日～二九日)

○「廿四孝」(十一月二六日)

○「矢口渡し」(十一月二十七日)

○「いざり仇討 付り かがみ山」(十一月二十九日)

【文化十三年】

○下小鳥にて、祭芝居(二月十五日)

○神徳寺にて、芝居「いざり仇討ち」(四月九日)

○芝居「布引瀧」(四月十二日)

○下佐野村にて、芝居「木の下陰はさまかつせん」(閏八月十八日)

○藤塚にて、祭芝居「一ノ谷」(九月一日)

【文化十四年】

○坂田半左衛門芝居「花見雲浦」、久米太郎来る。「八重桐」、半左衛門

来る。「妹背山」(四月十一日)

○鏡山にて、芝居(四月十三日)

○村芝居「いざり仇討」(八月十五日)

寛政十一年に禁制が出されてから捕縛者がた頃には芝居の数は控えめになり、神前芝居が増えていることに注目される。禁制に対して、あくまで神事であるとのパフォーマンスであろうか。禁制については、次項で詳細に述べたい。

その前に紀上太郎『糸桜本町育』の興行について注意しておくべき次の記事がある。『糸桜本町育』は江戸歌舞伎の粹と謳われるものだが、本来は浄瑠璃であって安永六年三月十一日江戸外記座で興行された。すぐに歌舞伎に仕立てられ、同年秋には森田座で興行された(三井高陽『嘉

栗研究』(一九五五年)・その後寛政十年に江戸中村座の夏狂言が好評であった(須山彰信・土田衛編『歌舞伎絵巻し年表』(桜楓社、一九八八年)など)。しかし日記に天明七年九月九日条に「神戸村にて、祭芝居糸桜本町育」とあることにより、江戸の森田座と中村座興行の間の興行記録が判明したのである。

三、寛政の禁制と地方芸能

寛政十一年に出された御触書の内容が日記に子細に記録されている。以下、全文を引用する。

寛政十一年未六月松平伊豆守殿御渡候御書付写

於在々神事祭祀之節、或作物虫送風祭など、名附、芝居見せ物同様之事を催し、衣裳道具等を拵へ人を集、金銀を費し候儀有之由相聞、不埒之事情。右様之儀企、渡世ニ致ものは勿論、其外ニも風気悪舗旅商人・河原者など、決而村々江立入せ申間敷候。遊興惰弱よからぬ事を見習、耕作にも怠り候分して荒地おほく困窮に至り、終には其果は難敷之基にも成候事ニ候間、右之次第を能弁候様ニ可懸心候。依而自今以後遊藝歌舞伎浄瑠璃之類、惣而芝居同様之人集、堅制禁たるべく候。此度右之通相觸候上ニも、若シ不相止おるては、無用捨急度咎可有之者也。

右之趣御科者御代官并其処之奉行御預所、私領者領主地頭寺社領共ニ不洩様相觸無油断令吟味小給処分は最寄御代官今も常々心附候様可致候。

六月

右之通、相觸候間、可被得其意ヲ候。

この御触書を出した「松平伊豆守殿」とは、松平信明(宝暦一三年(一七六三)～明和七年(一八一七))のことである。天明八年に老中となつて以後、松平定信が推し進めた寛政の改革を助けた。この御触書も、その禁制の一つと推察される。受領名は「伊豆野守」で、「小伊豆」とも称されたといふ。

寛政十一年六月には確かに御触書が出されている。以下、参考のために「御触書天保集成下」に収められている該当の御触書の全文を掲載する。

寛政十一年未六月

三奉行え

在々ニおるて神事祭祀之節、或は作物虫送り風祭など、名附、芝居見世物同様之事を催し、衣裳道具等をも拵、見物人をあつめ、金銀を費し候儀有之由相聞、不埒之事情、右様之儀企渡世ニいたすものハ勿論、其外ニも風儀あしき旅商人、或ハ河原者など決て村々え立入せ申間敷候、遊興惰弱よからぬ事を見習、自然と耕作ニも怠り候よりして、荒地おほく、困窮に至、終ニ其果は難敷之基にも成候事ニ候間、右之次第を能辨候様可心掛候、依て自今以後遊藝歌舞伎浄瑠璃之類、惣て芝居同様之人集メ堅く制禁たるべく候、今度右之通相觸候上ニも、若不相止おるてハ、無用捨急度咎可有之者也、

右之趣、御科は御代官并其処之奉行、御預り所、私領は領主、地頭、

寺社領共不洩様相觸、無油断吟味せしめ、小給処分は、最寄御代官よりも、常々心附候様可致候。

六月

右之通、相觸候間、可被得其意ヲ候、

日記の写しと実際に出された御触書とを比較すると、かなり正確に写されていることが分かる。このことは従来の禁制の把握に若干の見直しを求める実例だと判断できる。寛政の改革を受けた出版規制を含む禁制については、夙に出版と演劇、絵画の側から論じられることが多かったが、いわゆる三都に集中して議論がなされてきた感がある。

高崎藩は交通の要所であったために井伊直政をはじめ有力な譜代大名が入り替わり藩主となる特殊事情があった。ようやく享保二年に松平輝貞が藩主になるに及び代々大河内長沢松平家が藩主支配するようになり明治維新を迎えた。すなわち、享保の改革、寛政の改革、天保の改革の際の城主は大河内長沢松平家であったのである。三河吉田藩ともつながりのあるこの松平家は徳川に近い譜代大名である。日記に記される寛政十一年御触書もその文脈で理解されるべきであろう。

この禁制の影響は、いかほどのものであったのか。御触書が出されて約二ヶ月後、

八月十四日 御触芝居禁制故、劍崎獅子御台処ニテふり直帰り。

十五日 関口上ノ山獅子式来ル。

と記録されている。例年、八月十四日は劍崎から獅子が来ている。同日には花火も上がる、大がかりな行事で、獅子舞は、台所から家の中をま

わり座敷で舞い、各家をめぐるたあとに拝殿で舞を奉納するのが例年の形であろう。寛政十一年は獅子を台所で振ってすぐ帰ったとのことなので、神事と言いつの立つ範囲で、小規模に行ったらしい。

しかし、続く九月には、

九月朔日 安中祭かざりやたい斗。

十八日 治左衛門庭ニ碁盤人形有り。

十九日 二和尚ニ碁盤人形有り。

と、特に自粛した様子は見られず、年が明けて、とうとう禁制により刑罰を受ける者が出来る。

寛政十二年

一月廿三日 今日福嶋ニ芝居有之処、岩鼻ヨリ差止ラルト云。三十

人斗縄付ニて打る、と云。

福島村（群馬県）で芝居が予定されていたが、岩鼻から差し止め命令が下されて三十人ほどが捕らえられて打たれた（鞭打ちか）という。このような事件あったか、さすがにしばらく間が空くが、同年六月に安中での打ち上げ花火を皮切りに芝居・祭りが行われるようになり、前述の通り芝居は神前芝居から少しずつ再開されていく。

地方芸能は神事と結びつき、娯楽として日々の生活に根ざしたものであった。禁制に屈することはなく、絶えることはなかったのである。

この高崎の寛政御触書に対する動向を見る時、三都だけを中心に論じられてきた禁制に再考が求められるのではないだろうか。すなわち、徳

川に近い譜代大名の支配する藩では、中央で発布された御触書は確実に伝えられる。しかしながら、その効力は一時的とみるべきで、徳川幕府のご威光も及ばない地域文化が存在し続けたという事例があったのである。

禁制が三都を中心に論じられるのには、出版に対する禁制に注目して研究されてきたことが理由の一つとしてあるだろう。これまで地方芝居の実情は明らかにされていなかったが、本資料はその貴重な実例の一つであり、今後も同様の例を集積していくことが必要である。

四、その他の芸能―終わりに変えて

以上、本稿では日記記載の芸能について主に歌舞伎と禁制への対応を中心に紹介した。最後に、その他の芸能記事を紹介する。

祭礼には人形操りも興行されたようで、

天明九年閏六月廿四日 板はな新町操、晩方有り。

廿五日 板はな操有。「妹背山女庭訓」。儀太夫操太夫、人形遣

ひ吉川才市、三みせん江戸。

寛政十一年三月五日 板はな祭り操有り。

文化二年二月廿七日 中宿祭芝居有り。

三月十六日 劍崎富之介芝居始ル。

廿一日 劍崎芝居終ル。

四月七日 大ざり面貞之丞芝居、翁わたし有り。

廿日 操終ル。

廿七日 大切免操之跡ニ富士之助芝居、今日ヨリ始ル

文化七年五月十一日 定之丞操初日「廿四孝」

廿一日 豊岡操終ル。

文化十二年十月朔日 北ノ富岡村廿九日朔日祭ニ旅芝居有る。荻野

半左衛門、「八重桐」、市川確太郎来ル。

十一月十四日 いたはな操有り。

と見える。この操りにはたびたび「碁盤人形」という仕掛け人形も演じ
たようで、

寛政十一年九月朔日 安中祭かざりやたい斗。

十八日 治左衛門庭ニ碁盤人形有り。

十九日 二和尚ニ碁盤人形有り。

八月十五日 村祭礼野宮寺家組合ぶんごやたい、馬場西馬場組てや
たいごばん人形、相ノ田富田組て大神楽し、板鼻ほ
ろ卅七本、四人持の大神楽にて火消也。

とみえる。他の芸能は、

寛政十二年七月十五日 八幡宮庭ニ江戸相撲有ル。

九月九日 江戸相撲有。雷電・真砂山・鳴滝・棧などいふまくの内、角力来ル。

天明五年二月八日 長井堰にて植村常五郎芝居有り。

廿四日 大門壱本杉にて岩井幸四郎芝居初る。

四月十五日 倉加野へ江戸相撲、谷風・真鶴など来りすもふ有り。

五月二日 板鼻相撲終り。一ノ宮へ乗る。谷風五人かけ取る。

天明八年九月二十八日 相撲有

という江戸相撲の興行記録と、「天明六年三月十九日 又兵衛やしきにて今日ヨリかるわざ有り」という軽業の記事がある。

本日記の分析を通して、地方における実に豊かな文化的活動の様相を明らかにすることができた。今後、この日記の芸能史研究でのさらなる活用が望まれる。

注

(1) 一シの伝記については、金田房子氏「矢口一シ年譜稿—上毛八幡矢口家蔵書から—」(『国文学研究資料館紀要』第三十九号、二〇一三年三月)、「上毛の俳諧宗匠・矢口一シをめぐる人々—春秋庵一門と和算家—」(『清泉女子大学人文科学研究所紀要』第三十八号、二〇一七年三月)に詳しい。

また、矢口家の文化活動について、紅林健志氏による論考が備わる。「高崎

矢口家における筆写活動—写本の奥書を中心に—」(『国文学研究資料館調査収集事業部調査研究報告』第三十四号、二〇一四年三月)

なお、右の報告は、国文学研究資料館基幹研究「近世における蔵書形成と文芸享受」(研究代表者：大高洋司氏、二〇一—二〇一三年)による成果である。

(2) 本稿における「矢口丹波正日記」(高崎市指定重要文化財)の撮影は紅林健志氏により、翻刻は、金田房子氏、玉城司氏、紅林健志氏と本論文筆者が施したものである。不明箇所は「□」とした。翻刻担当は以下の通り、天明元〜六年及び寛政十一〜文化十四年抜粋：金田、天明七・九年・寛政二年・紅林、天明八年・本論文執筆筆者。作成した表は、翻刻した年の記事からまとめ、該当する記事がない年は省略した。なお、本稿「四、その他の芸能—終わりに変えて—」におけるその他の芝居のまとめも同様である。

(3) 『日本人名大辞典』(講談社、二〇〇一年)より。

(4) 高柳真三・石井良助編『御触書天保集成下』、通し番号五五三六。(岩波書店、一九四一年)

【付記】本稿は平成二十八年年度科学研究費補助金による研究課題「近世後期俳諧と地域文化」(課題番号：16K02435)の成果の一部である。(日本文学科博士課程後期 2020年修了)

Popular Performing Arts Activity in the Provinces in Early Modern Japan as Seen in the *Yaguchi-ke Tanba no Sho Nikki* [Diary of Tanba Masayoshi of the Yaguchi Family]

TOKITA Saori

[Abstract] The *Yaguchi-ke Tanba no Sho Nikki* [Diary of Tanba Masayoshi of the Yaguchi Family] is a diary written by Yaguchi

Tanba Masayoshi (1757-1819), of the eighth generation, and Tanba Ishin (1785-1873), of the ninth generation, of the Yaguchi family, members of which serve as Shinto priests at the Yawata Hachimangu Shrine in Takasaki City, Gunma Prefecture.

The present study takes up the cultural activities recorded in the diary that took place over the years from 1783 to 1821 in the vicinity of the Yaguchi family, primarily in Takasaki. In particular, it presents instances of Kabuki performances and actual examples of the impact of the Kansei Reforms. It also presents entries on other popular performing arts in the form of a list.

In 1799, the Shogunate government issued a prohibition stating, "We have heard that plays, shows, and similar events are held in which costumes and properties are prepared, audiences are assembled, and money is spent on the matter, which is outrageous." As this suggests, plays and other such entertainments and popular performing arts that gather people together were all prohibited. That proclamation was accurately conveyed also to Takasaki, and was made known to the villages. There was an incident involving a play that had been planned to be performed in Fukushima Village (Gunma Prefecture) in the first month of 1800. The play was cancelled and 30 people involved in it were punished by flogging. Despite this, however, a few entertainments gradually began to be held again from the sixth month on, until performances were eventually being carried on again just as they had been.

Takasaki Domain was a transportation hub, and so the position of

domain ruler was held by a succession of powerful hereditary daimyo, starting with Ii Naomasa. During the Kyoho Reforms (in the first half of the 18th century), the Kansei Reforms (in the last half of the 18th century), and the Tenpo Reforms (in the first half of the 19th century), the lord of Takasaki Castle was a hereditary daimyo of the Okochi-Nagasawa Matsudaira, a clan that had close connections with the Tokugawa rulers of Japan. Although this was the provinces, therefore, this domain was in a special position that meant official proclamations were conveyed there speedily and in detail, and enforcement was stricter than in other domains. Considering that it was under these circumstances, and despite the connection with the incident mentioned above, that the popular performing arts began to be performed again so soon. It seems reasonable to view the Kansei Era Prohibition in the provinces as having existed in name but not in substance. The diary examined here is a valuable source of actual cases indicating as much.

[Key Words] Yaguchi Tanba Masayoshi, *Yaguchi Tanba no Sho Nikki* [Diary of Tanba no Masayoshi of the Yaguchi], popular performing arts in the provinces, Takasaki Domain, Kansei Era Prohibition